

一般社団法人 広島県畜産協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県畜産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広島県内において（以下「区域」という。）畜産業を営む者及びその組織する団体に対し経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜及び畜産物の衛生対策、家畜の改良及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の安定的な発展と振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 畜産経営及び技術の指導と関係団体等の支援及び情報提供に関する事業
- (2) 畜産物の生産から販売に係る調査研究と情報提供に関する事業
- (3) 消費者等への畜産及び畜産物に対する知識の普及と啓発に関する事業
- (4) 畜産経営の安定のための各種補給金の交付や価格差補てんに関する事業
- (5) 畜産指導者の養成と畜産に係わる研修会等の開催に関する事業
- (6) 家畜の改良及び登録に関する事業
- (7) 家畜の伝染性疾病の予防措置に関する指導、予防接種事業
- (8) 家畜の健康保持に関する指導及び情報連絡に関する事業
- (9) 家畜衛生に関する研修会、講習会の開催に関する事業
- (10) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査に関する事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会 員

(構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助する目的で入会した団体。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところによる入会申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長理事が申込み団体に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、毎年度総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、この法人に対し預り金の拠出を行っている正会員で、会長理事が特に認めるものについては、この限りでない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を支払う義務を負う。
- 3 既納した会費及び賛助会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、理事会の定めるところによる退会届を会長理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則・規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費の額

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれ等の附属明細書の承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長理事は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面をもって議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。
- 5 総正会員の同意がある場合は、その招集手続きを省略することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長理事に事故あるときの議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、正会員として決議に加わる権利を有しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議及び報告の省略)

第19条 前条の規定にかかわらず、法人法第58条の要件を満たしたときは総会の決議があったものとみなす。また、法人法第59条の要件を満たしたときは総会への報告があったものとみなす。

(書面又は代理人による決議)

第20条 総会に出席することができない正会員は、法令の定めるところにより、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催日時の直前の業務終了時までこの法人に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び正会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長理事とし、1名を副会長理事、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長理事をもって法人法上の代表理事とし、副会長理事又は専務理事及び常務理事の常勤者をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役職員の中から選任する。ただし、とくに必要と認められる場合には、正会員である団体の役職員以外の者を役員2名以内の範囲において選任することができる。

2 会長理事、副会長理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中か

ら選定する。

- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事及び使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事数の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、会務を執行する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長理事及び副会長理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事とともに会長理事及び副会長理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長理事、副会長理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令や定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（役員任期）

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

2 役員には、職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第29条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償の責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会の開催日時、場所及び目的である事項の決定
- (5) 規則・規程の制定、改定及び廃止に関する事項

(招集)

第32条 理事会は、会長理事が招集する。

2 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

4 理事は、理事会の目的たる事項を記載した書面を会長理事に提出して理事会の招集を請求することができる。

5 監事は、第25条第3項に規定する報告をする場合には、会長理事に対して理事会の招集を請求することができる。

6 会長理事は、第4項又は第5項による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集を通知する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長理事に事故あるとき又は全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。また、法人法第98条の要件を満たしたときは理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の開催日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第37条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は会長理事がこれを管理し、その方法は理事会の決議を経て会長理事が定める。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長理事が作成し、理事会の決議を経て総会に報告する。これらを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 この法人は、前項の定時総会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。
- 4 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款及び会員名簿を備え置くものとする。

（長期借入金）

- 第41条** この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であつて、当該正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 2 この法人が重要な資産の処分又は譲渡を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第42条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

- 第43条** この法人は、総会の決議又はその他法令で定められた事由により解散することができる。

（剰余金分配の禁止）

- 第44条** この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）

- 第45条** この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 業務の執行等

（事務局）

- 第46条** この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要な職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。
- 5 事務局には、法令で定められた帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が定める。

(法令の準拠)

第48条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第10章 雑則

(寄託金)

第49条 会員からの寄託金については、次のとおりとする。

- (1) 会員は寄託金の払い込みについて、相殺をもって、協会に対抗することができない。
- (2) 会員から寄託金の払戻し請求があったときは、寄託金を払い戻すものとする。ただし、退会するときから1年を経過したときは、この限りでない。
- (3) 協会は、退会した会員が協会に対して支払うべき債務があるときは、その債務と前項の規定により払い戻すべき額とを相殺することができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）第121条第1項において準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は山崎逸郎、業務執行理事は梶川道治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、令和3年4月1日の一般社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会との合併をもって、効力を生じるものとし、同日までの間は、なお従前の例による。